

実効性ある特区制度のために必要な税制支援、融資・助成

1 税制支援

海外の経済特区では、法人税の大胆な軽減を図るなど税制優遇措置が特区の主要な政策手段となっている。わが国においても、産業の空洞化が進行するなか、地域の核となる企業や技術等の集積を図る上で、企業の投資や研究開発等を促進する思い切った税制優遇措置を講じ、企業が国と地域をグローバルに選択する時代に合致した特区制度を確立する必要がある。

(1) 投資減税

民間が特区内において行う投資を対象に、沖縄振興特別措置法による特区制度を上回る以下の措置を実施し、海外の特区と比べて遜色ない投資減税を行う。

投資税額控除

特区内において、機械、建物等を設置した法人の当該投資額を対象とした投資税額控除〔参考/沖縄の特区は税額の20%上限〕

特別償却

特区内において、機械、建物等を設置した法人の当該資産を対象とした特別償却〔参考/沖縄の特区は機械34%、建物20%〕

投資損失準備金

特区内に新設された法人及び移転した法人に対し、5年以内に出資等を行った内国法人を対象とした株式等取得価額の積立て（損金算入）

〔参考/沖縄の特区は株式等取得価額の40%上限。但しH14.3月に廃止〕

(2) 研究開発減税

研究費の増加額をベースとする現行の増加試験研究税制は、企業業績の低迷により効果を果たさなくなりつつあり、競争力を高め得る研究開発減税を行う必要がある。

研究開発促進税制

特区内に新設された法人及び移転した法人を対象とした試験研究費総額の一定割合の税額控除〔参考/米国は法人税額の25%限度〕

産学共同研究等に対する拡充措置

産学共同研究や大学・研究機関への委託研究を対象とした の税額控除の拡充

新規取得試験研究設備の即時償却

特区内において新たに試験研究設備を取得した法人の当該資産を対象とした即時償却

(3) 創業支援税制

個人による特区内のベンチャー企業への投資額を対象とした税額控除

[参考 / 英国は 20% 控除]

2 融資・助成制度の重点的かつ柔軟な実施

企業や人、技術、知恵などの特区への集積化を促すため、規制改革、税制支援と一体的に民間の投資や意欲を喚起するための無担保・低利率等の優遇貸付制度の創設、助成制度の重点 的な投入を行うなど、特区の目的や取組に応じた融資・助成を柔軟に実施する必要がある。

(1) 融資制度の創設・拡充

特区内の中小・ベンチャー企業が行う研究開発や新事業展開に対し、事業の成長性・技術力等を審査基準とする優遇貸付制度の創設（融資限度額 10 億円程度、無担保・低利率 等）

外国外資系企業や国内企業の特区推進に対する優遇貸付制度の創設（設備資金・運転資金、無担保・低利率 等）

農林漁業金融公庫等の農業制度資金の拡充（貸付対象の企業への拡大等）等

(2) 助成制度の創設・拡充

自治体独自の立地促進策（家賃補助、設備投資補助）に対する支援制度の創設

エコタウン事業補助など企業集積を加速する助成制度の重点配分

海外の優れた研究者を呼び込むための渡航・滞在・研究等に対する助成制度の創設

科学研究費を始めとした研究開発助成の優先配分及び効果的な運用（複数年度執行制度の導入、研究進捗払い制度の導入 等） 等